

## アドレスリスト作成管理団体とのアドレスリスト受渡し仕様に関する要望

2010年9月30日

安心ネットづくり促進協議会 調査企画委員会  
児童ポルノ対策作業部会

本年6月17日の児童ポルノ流通防止協議会にて「アドレスリスト作成管理団体とのアドレスリスト受渡し仕様に関する要望」を提示させていただいたところですが、各項目についての具体的な仕様として要望をまとめさせていただきましたので、ご検討よろしくお願ひします。

### (1) リスト受渡し方式

#### ① 受渡しのネットワーク

経済性の観点から、クローズ網（専用線等）での接続ではなく、各社導入が容易なインターネット経由での受渡しとしたい。

#### ② 転送プロトコル

アドレスリストの受渡しにおいては通信経路を暗号化可能な https としたい。

#### ③ ファイルフォーマット

システム的にアドレスリストファイルを自動取得できるよう、汎用性を考慮し、CSVファイルとしたい。

また、1つのファイルから各ISPにて利用するブロック方式に合わせたアドレスリストを含んだファイルを各ISPにて抽出するツールを作成することはISP各社の負担になり、かつ等作成ツール不具合の影響を排除するためにもブロック方式毎のアドレスリストを個別のファイルとして提供いただきたい。

#### ④ 暗号・認証

通信路の暗号化は https を利用することで行うとともに、アドレスリスト作成管理団体のアドレスリストファイルが置かれたサーバへのアクセスにおいては、Basic 認証等による

認証機能を提供すること。その際のパスワードは、ISP 毎に ID および初期パスワードの払い出しを行うこととし、パスワードについては Web により変更可能としていただきたい。

また、不正アクセス対策のために、アドレスリストのファイルが置かれたサーバにおいては、各 ISP からの発信元の IP アドレスによるアクセス制限を実施すること。

ISP 内でもブロッキングを行うまでに複数組織を跨ってアドレスリストファイルの受渡しが行われることが想定されるため、リスト流出・漏洩を考慮し、アドレスリストファイルを暗号化していただきたい。

アドレスリストの完全性を担保するため、md5 等ダイジェスト値を設定し、その値を別ファイルとして同一サーバ内に置いておくことで、ISP が受信リストの完全性を確認できる仕組みを導入していただきたい。

#### ⑤リストのアップデート（リスト更新）周期等について

アドレスリストファイル中の内容の追加・削除ともに、オーバーブロッキング回避のため極力短い周期での更新をしていただきたい。事業者側のアドレスリストの取得についても定期的に行うこととし、リストの取得に関する最低間隔等（例えば3時間に1回など）を設けることを考えている。ただし、緊急時の対応については、定期的なファイル更新・取得とは分けた運用を行えるようにしていただきたい。

アドレスリストについては差分ではなく、フルリストで提供していただきたい。

アドレスリストについてはリビジョン管理を実施（ファイル名に付与等して判別可能なものとする等）をお願いしたい。

### (3) 運用関連仕様

#### ①お客様からの問合せ時の対応フロー、お客様からの問合せの受付方法・体制

基本的に、お客様対応はアドレスリスト作成管理団体に完結するような対応方法をお願いしたい。

問合せ受付については、ISP でのお客様問合せ窓口の開設時間も考慮の上、ISP でのお客様対応に支障がないよう受付時間、方法で受付体制を構築していただくようお願いしたい。

## ②オーバブロック時の対応フロー、除外申請の受付方法・体制

オーバブロックの際の対応についても、アドレスリスト作成管理団体で対応を完結することをお願いしたい。

受付方法は、オーバブロックによるお客様のインターネット利用に著しく影響が及ぶ場合等、休日夜間においても迅速な対応が必要となることが想定されることから、緊急性を要する事象発生の際に迅速な対応が可能となるような体制の構築をお願いしたい。

アドレスリストからの除外申請の申告者から ISP に解除の問合せがある事に備え、アドレスリスト作成管理団体側で、申告者本人で対応状況のステータス分かる仕組みを構築していただきたい。

除外申請の受付の際には、アドレスリストからのサイトの除外作業が ISP でのブロック実施に反映されるまで時間を要する仕組みである事を説明していただきたい。

## ③リストの棚卸しおよびその頻度

アドレスリスト作成管理団体において、アドレスリストに掲載されているブロックの対象について該当サイトでのファイルの存在、削除の有無について1日1回の確認をお願いしたい。

確認を実施した結果はその日のうちにアドレスリストに反映し（該当サイトにおいてファイルが削除されてから1日以内に）、事業者へアドレスリストの提供をお願いしたい。

## ④ブロック時の Web 上で表示する注意画面の内容、作成主管

ISP 利用者の通信がブロックされた場合には注意画面にて利用者に知らせることとし、その注意画面については、利用者への認知を促進するため、アドレスリスト作成管理団体にて統一した画面の仕様として作成していただきたい。その際には、児童ポルノ流通防止の目的を明記し、上記①項、②項の連絡先も記載していただきたい。

注意画面を掲載するサイトについては各 ISP にて用意することとしたい。

## ⑤ブロック実施の際のユーザへの周知時の対応連携

アドレスリスト作成管理団体にて、ブロッキング実施事業者一覧を公開していただきたい。

#### ⑥アドレス受渡しに関わる設備の運用保守

アドレスリストを格納しているサーバ等機器の監視については、障害時の回復措置が迅速に行えるよう、監視および保守体制の構築をお願いしたい。

また、ISPからのアドレスリスト取得に際して、アドレスリストが取得できない等何らかの問題発生の際の問合せ窓口をアドレスリスト作成管理団体にて設置し、障害発生の際には迅速な回復措置が行えるよう保守体制の構築をお願いしたい。

#### ⑦その他

アドレスリスト作成管理団体から提供されたリスト情報に基づかないISP側の判断によるブロッキング解除については原則ISPとしては行わないこととしたい。

アドレスリストのファイル中にあるDNSブロッキング可否のフラグについて、DNSブロッキング可否の判断としている基準の開示をお願いしたい。

以 上